

令和3年4月16日

(一社) 大阪電業協会
会員企業 各位

(一社) 大阪電業協会
専務理事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する特別対応について（再導入）

拝啓 平素は、協会事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、大阪府内を始め近畿圏では、新型コロナウイルス変異株による感染症が急拡大し、協会事業活動も中止せざる得ない状況が続いており、会員企業の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしております。

今般、大阪府から各団体等に「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進するよう協力要請がございました。

これを受け、大阪電業協会事務局におきましても、当面の間、下記のとおり特別対応をいたしたく存じます。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

会員企業の皆さまにおかれましても、ご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 事業継続要員の交代出勤制とテレワーク制の導入
専務理事、事務局長を事業継続要員とし、日単位で交代勤務とします。
他の職員についても交代制としますが、可能なかぎり出勤自粛とします。
(感染症罹患患者発生による協会事務局の機能不全回避措置)
メールマガジン等在宅対応可能な業務は、テレワークに移行します。
但し、延期が難しく不可欠な業務については、当該時間帯のみ出勤とします。
2. 時差出勤制の導入
出勤時刻を9:00から10:00、退社時刻を17:00から16:00に変更します。
(通勤リスクの軽減措置)
9:00~10:00、16:00~17:00の間は事業継続要員1名が対応いたします。
3. 特別対応期間
4月19日~5月5日とし、経過後、継続の是非を判断します。

以上

※ご参考 (大電協メルマガ 20.04.12 行政通達 新型コロナウイルス関連)
[まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請](#)